

所得制限の例

<例 A> 父(市民税所得割 20 万円)、母(市民税所得割 5 万円)、子 2 人(16 歳と 12 歳)を扶養、寄附金控除等がない場合

父母の市民税所得割		特定扶養控除上乗せ分		年少扶養控除分	
250,000 円	-	(7,200 円	+	19,800 円)
(20 万円+5 万円)	-	{ (12 万円×6%×1 名)	+	(33 万円×6%×1 名)	} = 223,000 円 (所得制限内)

<例 B> 父(市民税所得割 20 万円)、母(市民税所得割 10 万円)、子 3 人(16 歳と 12 歳と 8 歳)を扶養、寄附金控除等がない場合

父母の市民税所得割		特定扶養控除上乗せ分		年少扶養控除分	
300,000 円	-	(7,200 円	+	39,600 円)
(20 万円+10 万円)	-	{ (12 万円×6%×1 名)	+	(33 万円×6%×2 名)	} = 253,200 円 (所得超過)

<例 C> 父(市民税所得割 15 万円)、母(市民税所得割 5 万円)、子 1 人(12 歳)を扶養、住宅借入金等特別税額控除 3 万円・寄附金控除 3 万円

父母の市民税所得割		寄附金控除等		年少扶養控除分		
(200,000 円	+	60,000 円)	-	19,800 円	
{ (15 万円+5 万円)	+	(3 万円+3 万円)	}	-	(33 万円×6%×1 名)	= 240,200 円 (所得超過)